

性能維持施設、安全対策、施設定期検査を受けるべき時期に係る  
変更認可申請の内容の分割について

令和元年10月18日  
再処理廃止措置技術開発センター

1. 概要

第33回東海再処理施設安全監視チームにおいて、事故選定とそれに対する対策はセットで申請すべきものであるとのコメントを頂いた。これを受け、申請内容の分割について以下のとおり見直した。

2. 申請内容の分割案（別紙1参照）

申請内容を性能維持施設と施設定期検査を受けるべき時期、安全対策に分割するため、以下の補正と変更認可申請を行う。

2.1 補正

性能維持施設については、第28回東海再処理施設等安全監視チーム等におけるコメントを踏まえ、検査区分の明確化（月例検査の明確化）、燃料カスククレーンの検査対象の明確化等の検査内容の記載を修正し、補正を行う。

施設定期検査を受けるべき時期については、現状を踏まえ、認可後2回目の施設定期検査の記載は削除し、令和2年度の定期事業者検査を行う旨の記載に修正し、補正を行う。

また、申請内容の分割のため、安全対策の記載を削除する補正を行う（認可を受けた記載に戻す）。

2.2 変更認可申請

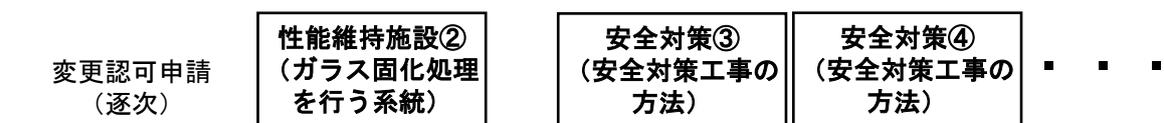
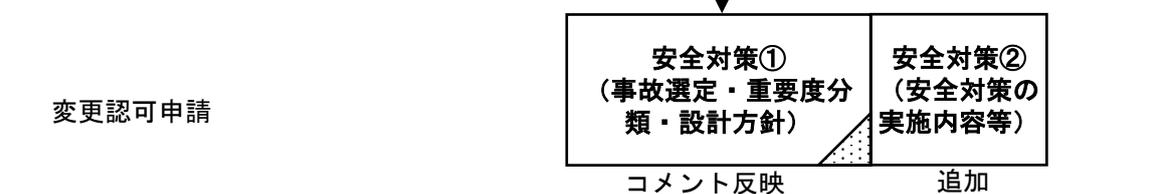
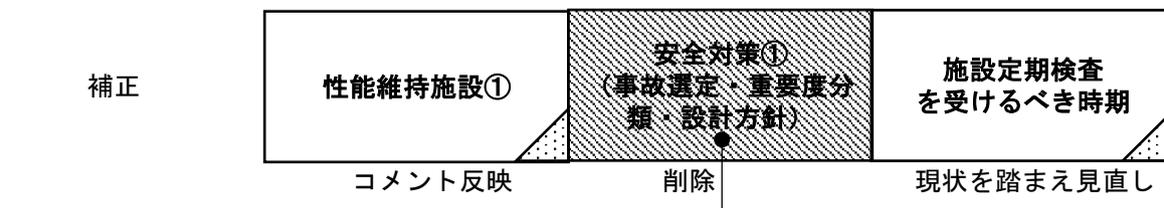
補正で削除した安全対策に係る記載に安全対策の実施内容を追加、面談等でのコメントを反映し、速やかに変更認可申請を行う。

3. 今後の変更認可申請の予定

以後、性能維持施設及び安全対策に関して以下の変更認可申請を逐次行う。

- ・ガラス固化処理を行う系統の性能維持施設の追加に係る変更認可申請を行う。
- ・安全対策に係る設計及び工事の方法に係る変更認可申請を行う。

以上



 : 削除  
 : コメント・現状の反映

性能維持施設、安全対策、施設定期検査を受けるべき時期に係る変更認可申請の内容の分割、今後の変更認可申請 (イメージ)